

【参考資料】

1 電波遮へい対策事業の概要

- ① 目的
トンネル内で電波が遮へいされる場合に、携帯電話等を利用可能にするため。
- ② 事業主体
特例民法法人 (社) 移動通信基盤整備協会 (所在地：東京)
- ③ 対象地域
鉄道、高速道路等のトンネル
- ④ 支援対象
移動通信用中継施設
- ⑤ 補助率
鉄道トンネルの場合は1/3を国が補助
(鉄道トンネル以外の場合は1/2を国が補助)

2 山陽新幹線のこれまでの実施状況 (管内分)

実施年度	実施箇所
平成22年度	相生から岡山までの間 (12トンネル) 小坂山・山王山 (平成23年3月サービス開始) 帆坂・蕃山・天神山・伊里・第1片上・第2片上・不老山・第1吉井・第2吉井・妙見山 (平成23年7月サービス開始) 岡山から福山までの間 (16トンネル) (平成23年10月サービス開始) 倉敷・浅原・酒津・第1船穂・第2船穂・第3船穂・第4船穂・八重・金光 ・第1鴨方・第2鴨方・今立・笠岡・金浦・明知・竹ノ内
平成23年度	福山から三原までの間 (7トンネル) 坂部・福山・第1松永・第2松永・馬場・尾道・備後

3 事例

